

（下線部分は変更部分）

>

2019年5月1日変更	平成28年4月1日変更
<p style="text-align: center;"> <u>全開加速走行騒音有効防止後付消音器の</u> 性能等確認業務規程 <u>2019年5月1日</u> 一般財団法人 日本自動車研究所 </p> <p> 制定 平成21年4月30日 変更 平成21年7月17日 変更 平成23年4月1日 変更 平成23年4月27日 変更 平成26年4月1日 変更 平成28年4月1日 変更 <u>2019年5月1日</u> </p> <p>全頁の右上部に「<u>I 全開加速走行騒音有効防止後付消音器</u>」を追記</p> <p style="text-align: center;"> <u>全開加速走行騒音有効防止後付消音器の性能等確認業務規程</u> </p> <p>1.、2. (略)</p> <p>3. 自動車等に備える後付消音器の性能等の確認（以下「性能等確認」という。）については、細目告示及び細目告示別添112の<u>I（全開加速走行騒音有効防止後付消音器の技術基準）</u>によるほか、本業務規程によるものとする。</p> <p>4.～19. (略)</p>	<p style="text-align: center;"> 性能等確認業務規程 <u>平成28年4月1日</u> 一般財団法人 日本自動車研究所 </p> <p> 制定 平成21年4月30日 変更 平成21年7月17日 変更 平成23年4月1日 変更 平成23年4月27日 変更 平成26年4月1日 変更 平成28年4月1日 </p> <p style="text-align: center;">性能等確認業務規程</p> <p>1.、2. (略)</p> <p>3. 自動車等に備える後付消音器の性能等の確認（以下「性能等確認」という。）については、細目告示及び細目告示別添112（消音器の技術基準）によるほか、本業務規程によるものとする。</p> <p>4.～19. (略)</p>

20. 性能等確認の場所

(1) 性能等確認に係る試験のうち別添 1 第 1 号(1)項による場合には、次のいずれかの場所で行うこととする。

①一般財団法人日本自動車研究所 城里テストセンター 走行音試験路面 (JIS D 8301-1993 (ISO 10844-1994) 及び JIS D 8301-2013 (ISO 10844-2014) 準拠)

茨城県東茨城郡城里町大字小坂字高辺多 1328 番 23 号

②一般財団法人日本自動車研究所 城里テストセンター 密粒アスファルトコンクリート舗装路面 (直線平坦舗装路)

茨城県東茨城郡城里町大字小坂字高辺多 1328 番 23 号

(2) (略)

21.～25. (略)

附則 この業務規程は、2019 年 5 月 1 日から変更・実施する。

別添 1～7 (略)

別添 8

1. (略)

2. その他費用の単価は、次の表 2 のとおりとする。

表 2 (略)

(a) 旅費：合理的な通常の経路及び方法により計算することとする。ここでいう合理的とは、金額、距離、時間、安全等を総合的に勘案したものをいう。また、新幹線、特別急行列車及び普通急行列車は、当該列車を片道 100km 以上

20. 性能等確認の場所

(1) 性能等確認に係る試験のうち別添 1 第 1 号(1)項による場合には、次のいずれかの場所で行うこととする。

①一般財団法人日本自動車研究所 城里テストセンター 走行音試験路面 (JIS D 8301-1993 (ISO 10844-1994) 準拠)

茨城県東茨城郡城里町大字小坂字高辺多 1328 番 23 号

②一般財団法人日本自動車研究所 つくば研究所 走行音試験路面 (JIS D 8301-1993 (ISO 10844-1994) 準拠)

茨城県つくば市苅間 2530 番地

③一般財団法人日本自動車研究所 城里テストセンター 密粒アスファルトコンクリート舗装路面 (直線平坦舗装路)

茨城県東茨城郡城里町大字小坂字高辺多 1328 番 23 号

(2) (略)

21.～25. (略)

附則 この業務規程は、平成 28 年 4 月 1 日から変更・実施する。

別添 1～7 (略)

別添 8

1. (略)

2. その他費用の単価は、次の表 2 のとおりとする。

表 2 (略)

(a) 旅費：合理的な通常の経路及び方法により計算することとする。ここでいう合理的とは、金額、距離、時間、安全等を総合的に勘案したものをいう。また、新幹線 (のぞみを含む)、特別急行列車及び普通急行列車は、当該列車を片

乗車する場合に使用することとする。

(b) (略)

別表第 1 (略)

第 1 号様式～第 4 号様式

西暦

第 5 号様式、第 6 号様式 (略)

第 7 号様式

西暦

第 8 号様式 (略)

第 9 号様式～第 11 号様式

西暦

道 100km 以上乗車する場合に使用することとする。

(b) (略)

別表第 1 (略)

第 1 号様式～第 4 号様式

平成

第 5 号様式、第 6 号様式 (略)

第 7 号様式

平成

第 8 号様式 (略)

第 9 号様式～第 11 号様式

平成